



解説します！確定申告

イータックス
Chapter2 『e-Tax』



問 税務収納課市民税係 ☎ 575-1138

確定申告って・・・

わからんないピヨ。
稅務署に行っ
て手続きしな
くちゃ…

考えただけで
めまいがするピヨ…
何をするにも
待ち時間が長い

添付する
書類が多い

そんなときは

『e-Tax』をご利用ください！

e-Taxはインターネットを利用して電子申告や納税などが行えるシステムです。利用すると次のようなメリットがあります。

稅務署に
行く必要がない

待ち時間がない

申告期間中は
24時間利用可能

書面よりも早く
還付が受けられる

添付書類が
いらない

*一部書類を除く



良いこと
いっぱいピヨね！

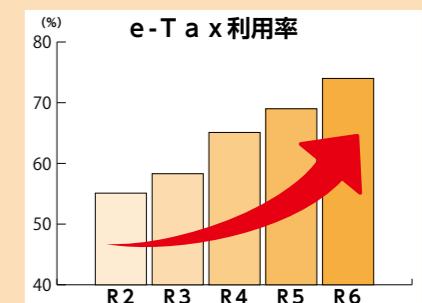
自分で簡単に確定申告ができるので、
年々利用者が増加しています！

○必要なもの

スマホで利用…マイナンバーカード*

パソコンで利用…マイナンバーカード*、ICカードリーダライタ

*マイナンバーカード・電子証明書の有効期限にご注意ください。更新手続きは市民課またはお近くの総合支所まで



○お問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などのご相談
平日 9時～17時（土日祝、12/29～1/3 を除く）

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご相談
平日 9時30分～20時（土日祝は17時まで、12/29～1/3 を除く）

福島税務署 ☎ 534-3121（音声ガイダンスに従い1番を選択）

申告書などの作成、記載内容のご相談
平日 8時30分～17時（土日祝、12/29～1/3 を除く）

確定申告書等作成コーナー

画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、書類の作成や提出ができます。マイナンバーカードを持っていない人も利用できます。作成後、印刷して福島税務署に提出してください。



確定申告書等
作成コーナー

ぴよこらむ
知っておきたい
税の知識
～税制改正がありました！～

税制改正により令和7年分申告での所得税基礎控除や給与所得控除などに変更がありました。

ここではその中身を紹介するとともに、どのような影響があるかを説明していきます。



税制改正

▼税制改正の内容

●改正その1「給与所得控除の最低保障額の引き上げ」

最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

●改正その2「所得税基礎控除の引き上げ」

基礎控除額が最高48万円から58万円に引き上げられました。

●改正その3「特定親族特別控除の創設」

居住者と生計を同一としている年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下のものを特定親族といい、所得額に応じた控除を受けられるようになりました。



給与所得控除

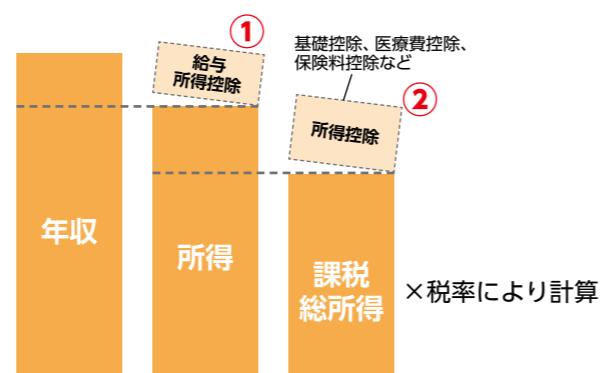
給与を貰う人が、「働くための経費」として受けることができる控除です。給与収入額に応じて控除額が変わります。

所得税基礎控除

『所得控除』のひとつとして、年収が2,500万円以下の人気が受けることができる控除です。合計所得金額に応じて控除額が変わります。

特定親族特別控除

扶養の中に、アルバイトなどで58万円超123万円以下の所得を得る19歳～22歳の親族がいる場合、その親族一人につき最大63万円の所得控除を受けることができます。控除額は特定親族の所得金額により変わります。



つまり、①と②が増えて
所得税が低くなるピヨ！

チェック
Check !

所得控除の種類はこちら



住民税について



ご注意ください！

控除額は所得税と住民税で異なります。

例えば同じ『扶養控除』であっても、所得税と住民税で控除額は異なります。

詳細はホームページをご確認ください。

